

『相続専用定期預金』 お取扱要領

1. 定期預金の種類

通帳式、利払式自動継続スーパー定期（総合口座は不可）

※自由金利型定期預金（M型）

2. 対象者

・当金庫又は他金融機関等において相続により取得した資金（相続預金、保険金、有価証券・不動産の換金代金等。以下「相続預金等」という。）を原資としてお預入れいただける、以下の預入条件を満たす個人の方。

①預金者が法定相続人であること。

②相続手続完了時期（相続預金等受取年月等）から1年以内であること。

③預入金額が相続預金等受取総額の範囲内であること。

・預入店舗にお利息入金口座（普通預金）をお持ちの方、又は同時作成いただける方。

3. 預入期間

1年・3年・5年

4. 預入金額

50万円以上、相続預金等受取総額を上限とします（1円単位）。

なお、相続預金等受取総額の範囲内であれば、複数口の契約も可とします。

5. 適用利率

①預入時：預入期間1年の場合…店頭表示利率＋年0.1%

預入期間3年の場合…店頭表示利率＋年0.2%

預入期間5年の場合…店頭表示利率＋年0.3%

※年金受取口座を当金庫に指定されている方（本商品契約と同時に年金受取口座を当金庫に変更される方、当金庫で年金受取指定の予約をされる方を含む）、又は投資信託（一括購入又は定額購入）・信託商品のいずれかを契約されている方（新たに契約される方を含む）は上記利率にさらに年0.1%上乗せします。

②満期到来後の自動継続時：継続日における店頭表示利率

（金利の上乗せはいたしません。）

※1口の預入金額が1,000万円以上の場合でも、スーパー定期での自動継続とします。

③中途解約時：預入期間に応じた中途解約利率

6. 利息支払

＜預入期間1年＞…スーパー定期（単利型）

満期日に指定預金口座に入金します。

＜預入期間3年、5年＞…スーパー定期（複利型）

6か月複利の方法で計算し、満期日に指定預金口座に入金します。

7. その他

- ・お預入れにあたっては、必要に応じ確認資料のご提出をお願いする場合がございます（相続預金等が振込まれた預金通帳、他金融機関における相続預金払戻請求書等のお客さま控え、遺産分割協議書の写し等）。なお、当金庫で相続手続きをされたお客さまは、預入条件に係る確認資料等のご提出は不要です。
- ・預金利息には、復興特別所得税を含め税率20.315%（国税：15.315%、地方税：5%）の税金（分離課税）がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は非課税となります。
- ・市場金利動向により適用利率等の条件を変更する場合がございます。
なお、この場合、店頭並びに当金庫ホームページ上でお知らせします。
- ・本商品のお取扱要領や預金商品の規定集は、当金庫ホームページにてご確認いただけます。

以 上

（令和8年7月1日現在）